

平成29年度第2回 野田市都市計画審議会次第

日時 平成29年11月10日（金）
午前10時から

場所 市役所高層棟8階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 事

議案第1号 野田都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

報告第1号 野田市都市計画マスタープランの見直しについて（報告）

報告第2号 字区域の変更及び設定について（報告）

報告第3号 野田都市計画地区計画
（台町東地区、船形地区及び野田市駅西地区）の変更について（報告）

4 そ の 他

5 閉 会

議案第 1 号

野田都市計画生産緑地地区の変更について（付議）



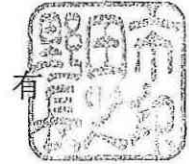
野 都 都 第 2 2 4 号

平成 2 9 年 1 0 月 2 6 日

野田市都市計画審議会

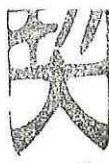
会長 石 井 武 様

野田市長 鈴木



野田都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

このことについて、都市計画法第 2 1 条第 2 項において準用する
同法第 1 9 条 1 項の規定により、別紙のとおり貴審議会に付議します。

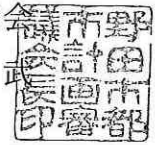


野 都 審 第 5 号

平成29年11月10日

野田市長 鈴木 有 様

野田市都市計画審議会
会 長 石 井

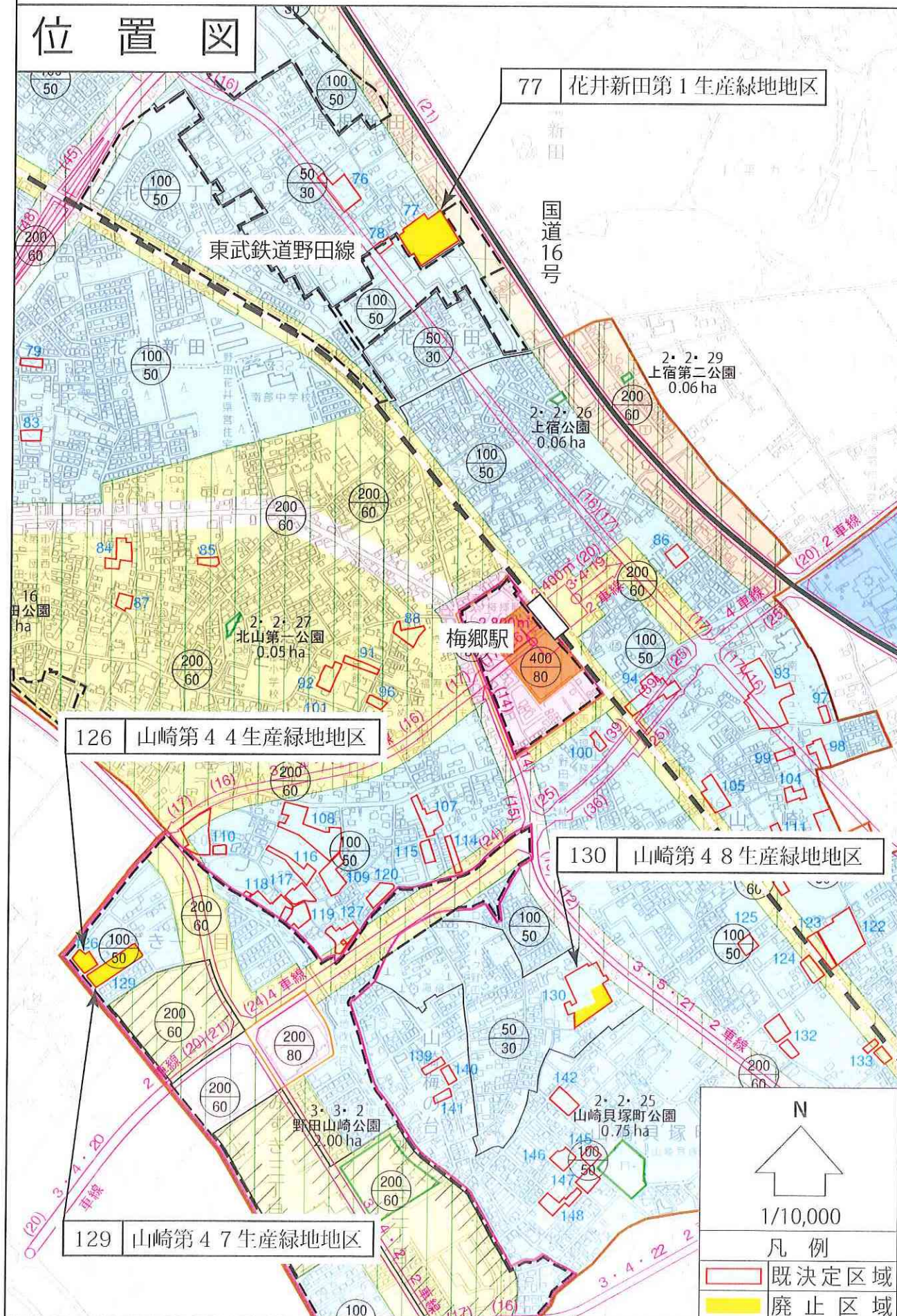


野田都市計画生産緑地地区の変更について（答申）

平成29年10月26日付け野都都第224号で当審議会に付議されましたこのことについて、平成29年11月10日に会議を開催し審議したところ、原案のとおり可決しましたので答申します。

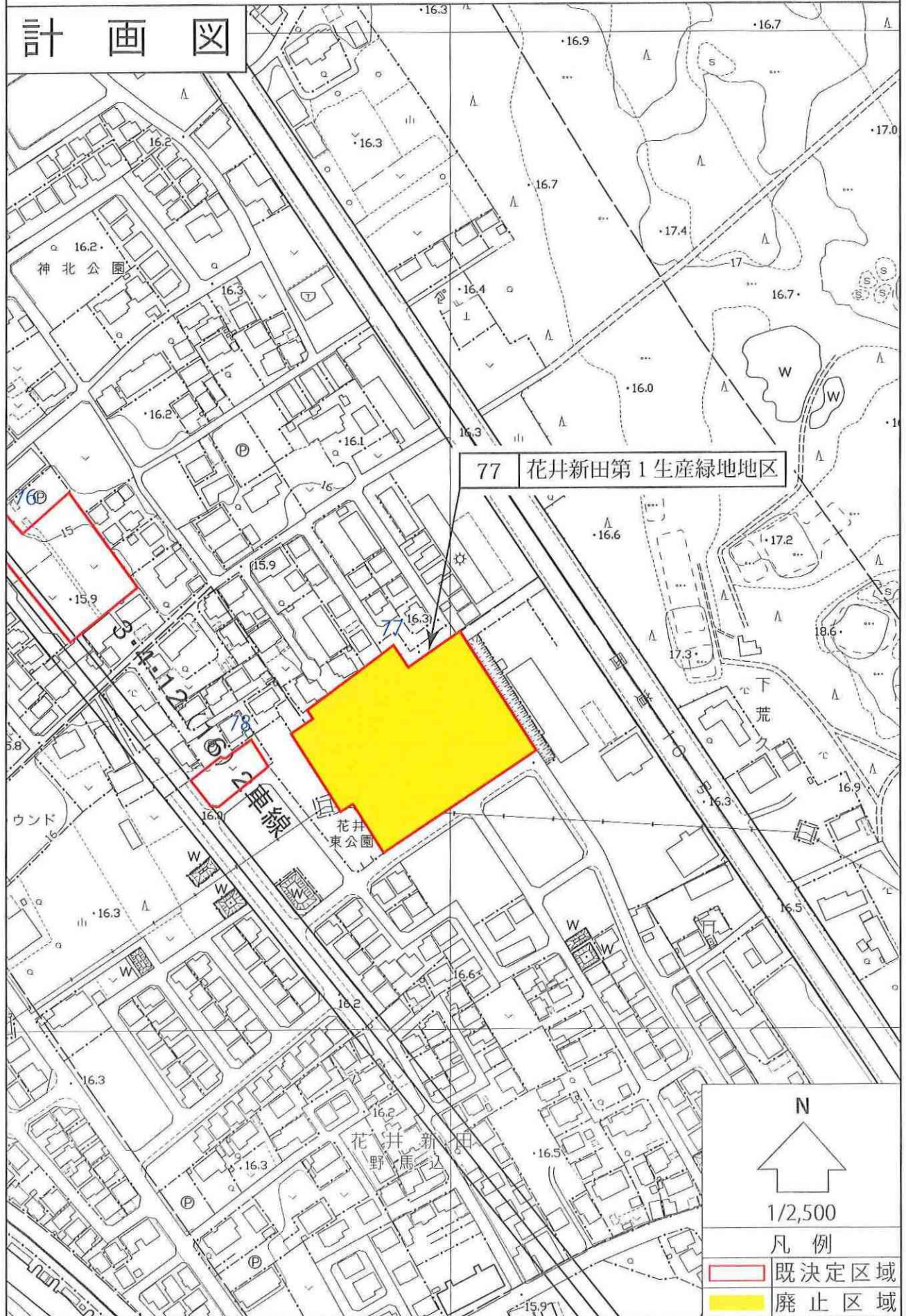
野田都市計画生産緑地地区の変更について

位置図



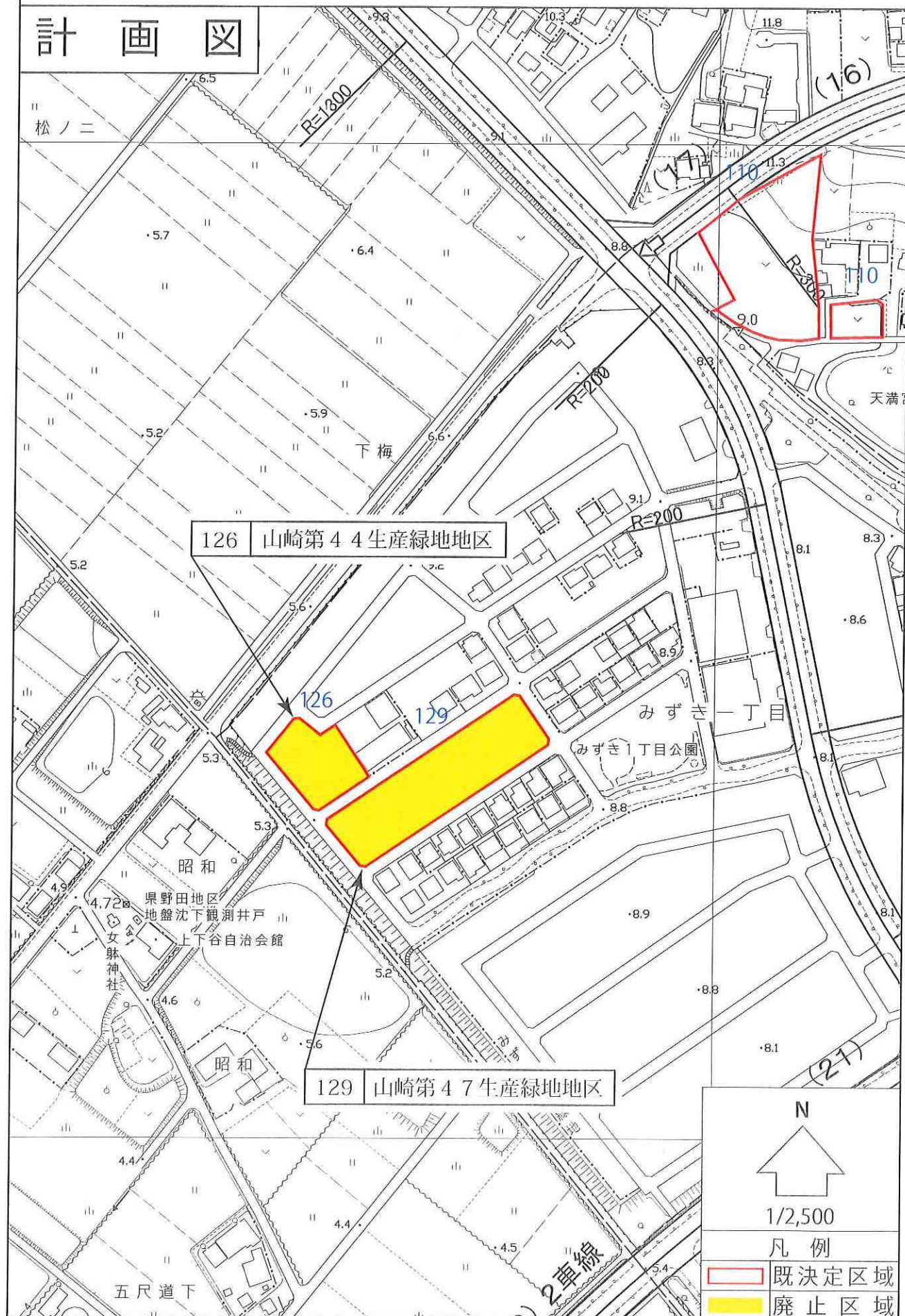
野田都市計画生産緑地地区の変更について

計 画 図



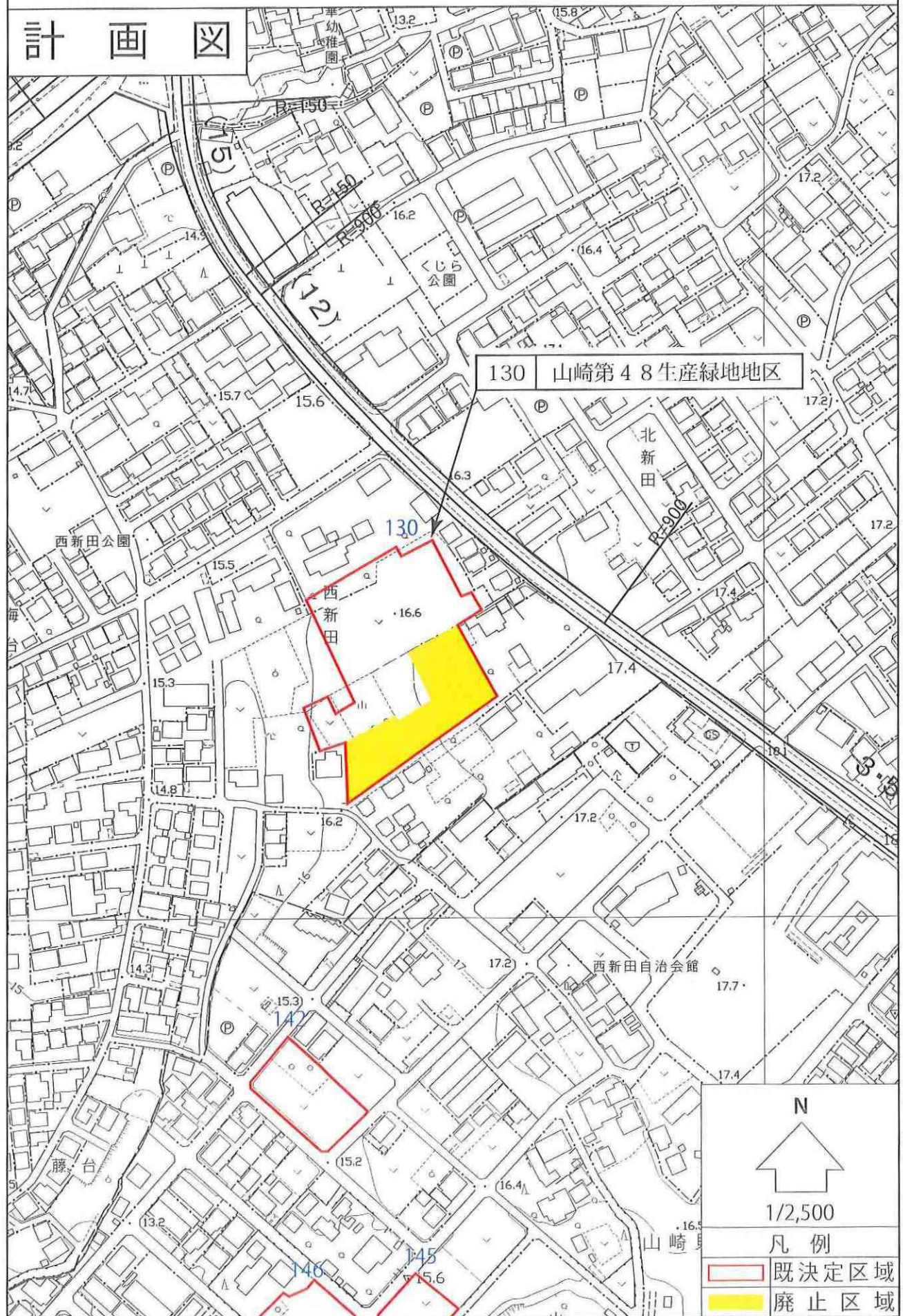
野田都市計画生産緑地地区の変更について

計 画 図



野田都市計画生産緑地地区の変更について

計 画 図



野田都市計画生産緑地地区の変更（野田市決定）（案）

野田都市計画生産緑地地区中 77 号花井新田第 1 生産緑地地区ほか 3 地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考
番 号	生 産 緑 地 名		
77	花井新田第 1 生産緑地地区	—	廃止 △約 0.76ha
126	山崎第 4 4 生産緑地地区	—	廃止 △約 0.13ha
129	山崎第 4 7 生産緑地地区	—	廃止 △約 0.36ha
130	山崎第 4 8 生産緑地地区	0.64ha	一部廃止 △約 0.29ha
計		0.64ha	△約 1.54ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

<理由>

生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたため、当該地区について変更するものである。

<参考：変更概要>

番号	生産緑地名	所 在	変更要因
77	花井新田第 1	花井新田 36 番 1、36 番 2、 36 番 3、36 番 4、 36 番 5 堤根新田 56 番	主たる従事者の死亡 全部廃止（△7,625 m ² ）
126	山崎第 4 4	みずき一丁目 3 番 1、3 番 2	主たる従事者の死亡 全部廃止（△1,343 m ² ）
129	山崎第 4 7	みずき一丁目 4 番 1、4 番 3、 4 番 4	主たる従事者の死亡 全部廃止（△3,602 m ² ）
130	山崎第 4 8	山崎 2252 番、2253 番 1	主たる従事者の死亡 一部廃止（△2,941 m ² ）

生産緑地地区の変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地地区全体の内訳			
地区数	追加	廃止	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
4 地区	—	約 1.54ha	△約 1.54ha	187 地区	約 32.06ha	190 地区	約 33.60ha

＜参考：生産緑地法＞

（生産緑地の買取りの申出）

第10条 生産緑地の所有者は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から起算して30年を経過したとき、又は当該告示後に当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至ったときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となっているときは、第12条第1項又は第2項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

（生産緑地地区内における行為の制限の解除）

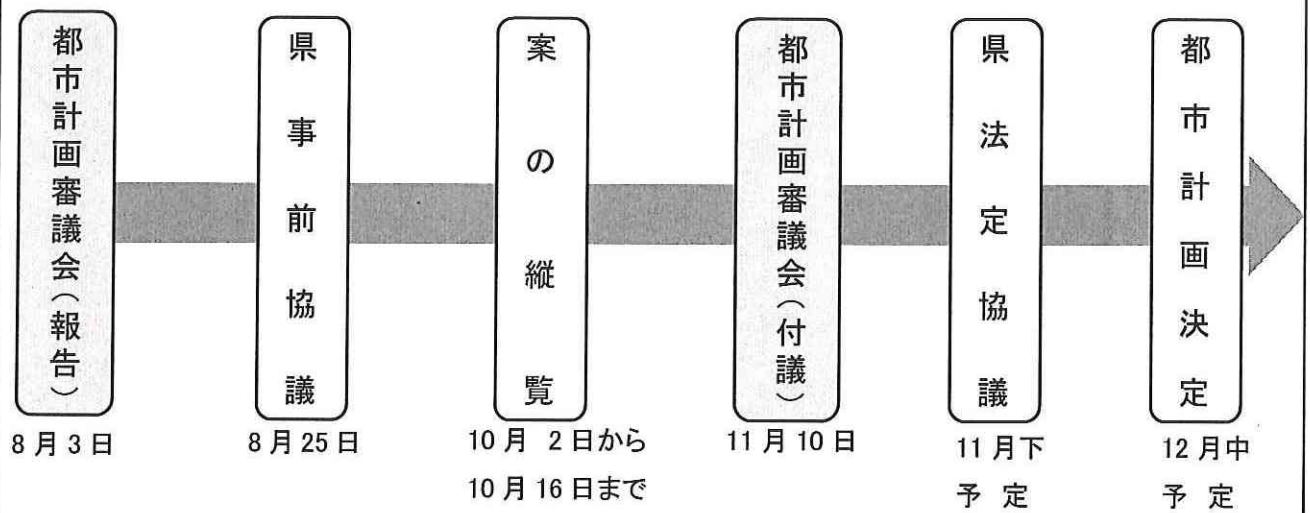
第14条 第10条の規定による申出があった場合において、その申出の日から起算して3月以内に当該生産緑地の所有権の移転（相続その他の一般承継による移転を除く。）が行われなかったときは、当該生産緑地については、第7条から第9条までの規定は、適用しない。

（都市計画決定年月日）

野田地域 平成 4年11月24日 （法施行による新規指定）

関宿地域 平成15年12月19日 （市町村合併による新規指定）

都市計画変更スケジュール



報告第1号

野田市都市計画マスタープランの見直しについて（報告）

野田市都市計画マスタープランの見直し（素案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市都市計画マスタープランの見直し（素案）

2 意見の募集期間

平成29年9月1日（金）から平成29年10月3日（火）まで

3 意見の募集結果

① 提出者数・意見数 7人 28件

② 提出方法	直接持参	1人	7件
	郵送	0人	0件
	FAX	2人	10件
	Eメール	2人	8件
	住民説明会	2人	3件

③ 政策等に反映した意見 3 件

4 意見の概要と市の考え方

別紙のとおり

説明会・パブリックコメントで出された意見および市の考え方(案)

No.	章	区分	提出方法	都市マス関連箇所	対照表ページ	都市マス記載内容	意見の概要(公表箇所)	市の考え方(公表箇所)	案の修正(公表箇所)	関連課
1	第1章	パブコメ	直接持参	第1章 野田市の現況と特性 1-2 現況と特性 5) 自然・歴史・文化	11	5) 自然・歴史・文化 (5行目) その他、国道16号沿いに広がる平地林や、市街地の内部や周辺部に残された斜面緑地なども、野田市の特徴的な自然資源として挙げられます。	自然環境都市化、市民の自然に対する意識向上 残っている谷地を中心とする自然を行政の関与でよみがえらせ、東京に最も近い自然環境の優れた都市として野田市をアピールしていくべきである。都市アメニティの観点からも観光の面からも元となるリソースがあるにもかかわらず「人をひきつける場所」が圧倒的に不足している。 『周辺部に残された谷地群および斜面林は生物多様性の宝庫であり』に変更する。	谷地における自然資源の豊富さは認識しており、次のとおり修正します。 (修正前) 「その他、国道16号沿いに広がる平地林や、市街地の内部や周辺部に残された斜面緑地なども、野田市の特徴的な自然資源として挙げられます。」 (修正後) 「その他、国道16号沿いに広がる平地林や、市街地の内部や周辺部に残された谷地群および斜面林は生物多様性の宝庫であり、野田市の特徴的な自然資源として挙げられます。」	修正有り	みどりと水のまちづくり課 都市計画課
2	第2章	パブコメ	FAX	第2章 まちづくりの目標 ①2-1 将来都市像と基本目標 ②2-2 将来都市像公共交通軸	①13 ②15 16 17	東京直結鉄道	第2章 公共交通軸では東京直結鉄道と記述してあるが第3章 基本方針(4)では東京直結鉄道(地下鉄8号線)となっている。統一してほしい。	ご意見のとおり、東京直結鉄道(地下鉄8号線)に統一し、修正いたします。(4か所)	修正有り	都市計画課
3	第2章	パブコメ	FAX	①第2章 まちづくりの目標 3) 将来都市像 みどりの軸 ②第3章 部門別方針 3-3 水やみどりを大切にしまちづくり 2) 具体的な方針 (3)	①19 ②31	②みどりの軸の形成 利根川、江戸川及び利根運河沿いの豊かな自然環境を始めとした大規模な緑地を大きな骨格として、中央の杜、野田市総合公園、野田市スポーツ公園や国道16号沿道の山林などを相互に結びつける「みどりの軸」を形成し、みどりの保全や創出を図ります。また、市民の森や都市公園(*29)などの市民に身近な自然環境要素を、幹線道路などの植樹帯のみどりにより結びつけることで、連続したみどりの空間を形成します。	国道16号線沿道の山林保存に努めてもらいたい。	第2章及び【第3章3-3水やみどりを大切にしまちづくり】において、国道16号沿道の山林につきましては、みどりの軸として位置づけ、みどりの保全や創出に努める旨記載させて頂いておりますので、引き続きみどりの軸の形成を推進します。	修正無し	みどりと水のまちづくり課
4	第3章	パブコメ	直接持参	第3章 部門別方針 3-1 都市と自然が調和したまちづくり 3) 主な土地利用ごとの具体的な方針 (2)	24	(2) 自然的土地利用 中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にこここ水辺公園、野田市スポーツ公園、こうのとりの里周辺など、市民が身近に野田市の自然とふれあうことができる緑地を保全します。	『中央の杜、野田市総合公園、野田市関宿総合公園、関宿にこここ水辺公園、野田市スポーツ公園、こうのとりの里周辺など、および各地区に残された谷地を中心とした自然を保護保全し、市民が身近に野田市の自然とふれあうことができる緑地を保全します。』に変更する。	野田市におきましては、谷地における自然資源の豊富さは認識しており、谷地を含めたうえで市民の愛着を生み出すみどりの保全に努めることを表しておりますので、素案の修正はいたしません。	修正無し	みどりと水のまちづくり課
5	第3章	パブコメ	FAX	第3章 部門別方針 3-1 都市と自然が調和したまちづくり	24 ・ 25	(2) 自然的土地利用	谷吉地区の優良な農地を保全する地域の表記をしてください。 (同様の意見1件)	谷吉地区につきましては、ほ場整備による農地がありますが、現状は荒廃農地が多い状況となっており、優良な農地を保全する地域としての判断が、極めて難しい状況であると考えております。この地域については【第2章 将来都市構造図】において総合計画と同様に農業振興ゾーンに指定しておりますので、素案の修正はいたしません。	修正無し	農政課 都市計画課

説明会・パブリックコメントで出された意見および市の考え方(案)

No.	章	区分	提出方法	都市マス関連箇所	対照表ページ	都市マス記載内容	意見の概要(公表箇所)	市の考え方(公表箇所)	案の修正(公表箇所)	関連課
6	第3章	パブコメ	Eメール	①第3章 部門別方針 3-2 安全で快適な交通環境づくり 2) 具体的な方針 (3) ②第4章 地区別構想 4-1 中央地区のまちづくり構想 5) まちづくりの方針	①27 ②48	①南北軸の広域幹線道路である国道16号の混雑緩和のため、周辺の自然環境などに配慮しつつ、千葉柏道路の早期整備を促進します。あわせて、主要地方道結城野田線、我孫子関宿線の整備を促進します。また、東西軸の広域幹線道路である主要地方道つくば野田線及び越谷野田線(一部の区間)の混雑緩和のため、駅周辺の拡幅整備・芽吹大橋及び野田橋付近の4車線化を促進します。 ②主要地方道越谷野田線の野田橋付近の4車線化を促進し、埼玉県との円滑な交通の実現に努めます。	埼玉方面に向かう橋の数も交通量と比較して少なく渋滞の原因となっている。野田橋、国道16号の大渋滞が例。野田橋付近の4車線化の案はあるが野田橋も4車線化するのか。江戸川に架かる橋を増やす様をお願いしたい。	第3章および【第4章地区別構想 4-1 中央地区まちづくり構想 5) まちづくりの方針】において、主要地方道越谷野田線の野田橋付近の4車線化を促進することとしており、第3章 交通体系方針図において橋を含めた4車線化を図示しています。 また、浦和野田線建設促進期成同盟会として、越谷市、さいたま市、吉川市、松伏町とともに千葉県知事、埼玉県知事に対して野田橋を含む主要地方道越谷野田線の4車線化および建設促進の要望書を提出するなど、円滑な交通の実現に向けた要望活動を行っています。	修正無し	道路建設課
7	第3章	パブコメ	Eメール	第3章 部門別方針 3-2 安全で快適な交通環境づくり	—	—	運河に架かる橋が少なく渋滞の原因となっていると思う。運河に架かる橋を増やす案を追加してほしい。	現在のところ、利根運河に橋を架ける具体的な計画はありませんが、【第2章 まちづくりの目標 2-2 将来都市像、第3章 部門別方針 3-2 安全で快適な交通環境づくり】にある道路ネットワークの整備などにより快適な交通環境を形成し、一時的な交通集中による渋滞の緩和を図りたい考えです。以上のことから素案の修正はいたしません。	修正無し	道路建設課
8	第3章	パブコメ	Eメール	第3章 部門別方針 3-2 安全で快適な交通環境づくり	—	—	下総利根大橋の交通量が少ない様に思え、無料にすれば圏央道が開通した現在であれば、無料化で交通量が増加し、目吹橋、境大橋の交通量が適正化され渋滞も緩和できると思う。ぜひ借金返済前の早期無料化の陳情をお願いしたい。圏央道の開通と情勢の変化もあるため周知を徹底してから行ってもらいたい。	野田市では茨城県坂東市とともに千葉県知事、茨城県知事に対して「下総利根大橋有料道路の早期無料化を求める要望書」を提出し、無料化に向けた要望活動を行っています。	修正無し	道路建設課
9	第3章	パブコメ	Eメール	第3章 部門別方針 3-2 安全で快適な交通環境づくり	—	—	陸の孤島と揶揄されている関宿地区の交通の便を何とかしてもらいたい。東京直結鉄道は関宿地区にこそ必要であり、野田市駅を通るルートとなると関宿地区には全く意味がない、住民税は平等に徴収されているのだから市内のどこでも同じ様に生活出来る様にしてほしい。	交通政策審議会答申第198号では、東京8号線の延伸(亀有～野田市)という形で位置付けられています。この位置付けを踏まえ、東京8号線八潮～野田市間の先行整備に向けて取り組んでまいります。その取組の一環として、答申に示された課題の整理を図るため、今年度から3カ年かけて市単独で調査を行います。調査は、学識経験者、有識者等をメンバーとする委員会形式により実施し、鉄道沿線のまちづくりを、野田市全体のまちづくりの観点からも議論してまいります。	修正無し	市政推進室 企画調整課
10	第3章	パブコメ	Eメール	第3章 部門別方針 3-2 安全で快適な交通環境づくり	—	—	東京直結鉄道の構想も関宿地区に住む者としては、野田市駅に向かうよりは春日部から東京に向かうルートの方が早い様に思うので恩恵が得られず、そこに税金が使われるのは反対です。	交通政策審議会答申第198号では、東京8号線の延伸(亀有～野田市)という形で位置付けられています。この位置付けを踏まえ、東京8号線八潮～野田市間の先行整備に向けて取り組んでまいります。その取組の一環として、答申に示された課題の整理を図るため、今年度から3カ年かけて市単独で調査を行います。調査は、学識経験者、有識者等をメンバーとする委員会形式により実施し、鉄道沿線のまちづくりを、野田市全体のまちづくりの観点からも議論してまいります。以上のことから素案の修正はいたしません。	修正無し	市政推進室 企画調整課

説明会・パブリックコメントで出された意見および市の考え方(案)

No.	章	区分	提出方法	都市マス関連箇所	対照表ページ	都市マス記載内容	意見の概要(公表箇所)	市の考え方(公表箇所)	案の修正(公表箇所)	関連課
11	第3章	パブコメ	Eメール	第3章 部門別方針 3-2 安全で快適な交通環境づくり 2) 具体的な方針(3)	27	バス路線の維持・整備・充実 民間バス路線については、現況バス路線を基本としながら、市民の日常生活の利便性の向上や交通渋滞の緩和のため、市民にとって利用しやすいバス交通の在り方などについて検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。また、合併を機に運行を開始したコミュニティバス(まめバス)については、抜本的見直しを行い更なる利便性の向上を図ります。 広域幹線道路 関宿地域については、主要地方道境杉戸線バイパス(都市計画道路台町元町線)の整備を促進するとともに、首都圏中央連絡自動車道の整備とあわせて、隣接する他県と連絡する道路の整備を促進します。	関宿地区には鉄道が無くバスのみの公共交通しかない。バスの場合、通勤時間帯や工事等の交通状態で遅延が多く利便性が良いとはいえない。BRT等の導入を追加検討してもらいたい。	具体的な方針としてバス路線の維持・整備・充実を図ること、また、骨格的な幹線道路の整備として広域幹線道路の整備促進を図ることにより快適な交通環境づくりを目指すとしており、BRTの導入は現在考えておりませんが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。 以上のことから素案の修正はいたしません。 ※BRT(バス・ラピッド・トランジット, Bus Rapid Transitの略)バスを基盤とした大量輸送システムであり、連節バス、PTPS(公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのこと。バス高速輸送システムとも呼ばれる。	修正無し	都市計画課 企画調整課
12	第3章	パブコメ	直接持参	第3章 部門別方針 3-3 水やみどりを大切にしまちづくり 1) 基本方針	30	(1) 市民の愛着を生み出すみどりの保全 利根川、江戸川及び利根運河の骨格的な自然環境や、みどりの拠点となる中央の杜を始めとした、多様なみどりの保全、整備を進め、市民共有の財産となる質の高いみどりのまちづくりを進め、さらに江川地区の周辺斜面林等の保全にも努めます。	「谷地群および斜面林は生物多様性の宝庫である」ことおよび「各地区に残された谷地を中心とした自然を保護保全する」ことを現在の記載に取り入れる。	野田市におきましては、谷地における自然資源の豊富さは認識しており、谷地を含めたうえで市民の愛着を生み出すみどりの保全に努めることを表しておりますので、素案の修正はいたしません。	修正無し	みどりと水のまちづくり課
13	第3章	パブコメ	直接持参	第3章 部門別方針 3-3 水やみどりを大切にしまちづくり 2) 具体的な方針	30	—	第3章 部門別方針 3-3 水やみどりを大切にしまちづくり 2) 具体的な方針に『(3)谷地、緑地の保護保全、整備各地域に残されている「谷地」は、野田の語源である「沼田(ぬた)」そのものであり、これらを段階的に保護保全し市民が利用できるよう整備することで当市が本当の緑あふれ自然とふれあうことができるまちになるよう計画を策定していきます。』を追加する。	野田市におきましては、谷地における自然資源の豊富さは認識しており、谷地を含めたうえで市民の愛着を生み出すみどりの保全に努めることを表しておりますので、素案の修正はいたしません。	修正無し	みどりと水のまちづくり課
14	第3章	パブコメ	Eメール	第3章 部門別方針 3-3 水やみどりを大切にしまちづくり	30	—	竹林の再生 放置竹林が野田にも数十か所あるが、再生をボランティアでおこなうことを提言したい。	ご意見のとおり市内には竹林がありますが、そのほとんどが民有地であり、農家のいわゆる屋敷林などの小規模な竹林であると認識しております。 このためボランティア活動を含め、第三者の介在による再生はハードルが高いと思われますが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。	修正無し	みどりと水のまちづくり課
15	第3章	説明会	説明会	第3章 部門別方針 3-7 安心して暮らせるまちづくり 2) 具体的な方針(1)	39	バリアフリーのまちづくり 高齢者や障がい者などが安全で、快適に日常生活を営み、社会からのサービスを平等に享受し、生活に関連した施設をだれもが利用できるように整備するなど、高齢者や障がい者などの日常生活及び社会生活における物理的な障壁、心理的な障壁、情報に関する障壁などの様々な障壁を取り除いていくなど、バリアフリーのまちづくりを推進します。また、ハードの整備だけでなく、一人一人がバリアを理解し、市民が互いに認め合う「心のバリアフリー」を推進します。	図書館を利用しているが、トイレの水洗化(洋式化)がされていないため、高齢者が利用するのに不便ではないか。	都市計画マスタープランは都市のあるべき将来像やまちづくりの方向性を示す都市計画の基本的な方針であり、具体的な整備計画は記載していません。 ご意見のトイレ洋式化については、現在市では小・中学校を最優先して行っており、その他の施設については公共施設の維持管理方針である平成27年策定の「ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針」に基づくバリアフリー化の一環として整備を進めております。なお、バリアフリー化の具体的な整備内容は、障がい者等のニーズ調査結果や施設の利用状況等に基づき、福祉のまちづくり運動推進協議会交通バリアフリー法専門部会の意見を踏まえて計画しております。	修正無し	都市計画課 営繕課 教育総務課

説明会・パブリックコメントで出された意見および市の考え方(案)

No.	章	区分	提出方法	都市マス関連箇所	対照表ページ	都市マス記載内容	意見の概要(公表箇所)	市の考え方(公表箇所)	案の修正(公表箇所)	関連課
16	第3章	パブコメ	Eメール	第3章 部門別方針 3-9 野田市を満喫できる環境づくり 1) 基本方針(3) 2) 具体的な方針(5)	①43 ②44	①多様なニーズに対応した観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境の充実 多様化した市民のニーズに対応するため、市民活動の拠点となる生涯学習の場や、スポーツ・レクリエーション活動の場づくりを進めます。 また、野田市の地域資源をアピールし、地域の魅力を伝え、訪れる人々が喜び楽しむことができる観光拠点として、さらに地域の人々も集い交流する活動拠点となるような道の駅の整備を図ります。 ②道の駅の整備 野田市の地域資源をアピールし、地域の魅力を伝え、訪れる人々が喜び楽しむことができる観光拠点として、さらに地域の人々も集い交流する活動拠点となるような道の駅の早期整備に向けて、基本構想を策定し、国と協議を進めます。	道の駅の誘致 東葛地区にほとんど道の駅がなくわざわざ埼玉や沼南まで行くことが多いので集客の手法として招聘を検討すると入れてほしい。	現在全国で1,100を超える道の駅が整備されておりますが、市町村または市町村に代わり得る公的な団体が設置することになります。 現在、市内において道の駅の整備に係る研究会を開催し、事業化に向けた課題の研究に取り組んでおりますことから、「野田市の地域資源をアピールし、地域の魅力を伝え、訪れる人々が喜び楽しむことができる観光拠点として、さらに地域の人々も集い交流する活動拠点となるような道の駅の整備を図ります。」と記述しており、今後推進してまいります。 以上のことから、素案は修正いたしません。	修正無し	商工観光課
17	第4章	説明会	説明会	第4章 地区別構想 4-1 中央地区まちづくり構想	—	—	野田市駅西口の土地区画整理事業について、住民は計画段階でマンションなどの高層建物の建築には反対の意向であった。住民の意向を反映したまちづくりを進めてほしい。	平成19年頃のご意見のお話だと思いますが、市は住民と十分に話し合いをし、ご意見を聞くなど、手続きを踏んで進めてきたことを説明して了解を得ており、その中で“住民の意見を十分くみ取って街づくりをしてほしい”というご意見を頂いています。今回、野田市駅西地区の用途地域を商業地域、近隣商業地域に変更する等の手続きを行います。事前に区域内権利者に説明し、また、地権者代表で構成される野田市駅西土地区画整理審議会に諮る等、住民や権利者の方々の了解を頂いて手続きを進めております。現在、反対意見は特にありませんが、今後も住民や権利者の皆様からご意見を聞き、十分な調整をしながら進めてまいります。	修正無し	都市整備課
18	第4章	パブコメ	FAX	第4章 地区別構想 4-3 南部地区まちづくり構想	—	—	梅郷駅東口広場交番予定地の東側に運河駅寄りの踏切から線路に添っている道路に繋がる歩道を新設してもらいたい。駐輪場の利便性が良くなります。	都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すものであるため、貴重なご意見として参考にさせていただきます。	修正無し	道路建設課
19	第4章	パブコメ	FAX	第4章 地区別構想 4-3 南部地区まちづくり構想 第3章 部門別方針 3-2 安全で快適な交通環境づくり	—	—	既存の都市計画道路宮崎・山崎線を国道16号線東京トヨペット前交差点から旧日光街道を結ぶ道路まで延伸してもらいたい。梅郷駅入口五叉路交差点と旧日光街道混雑緩和のため。 (同様の意見1件)	南部地区では都市計画道路今上木野崎線の整備を最重点として進めております。都市計画道路宮崎・山崎線については、【第3章部門別方針3-2 安全で快適な交通環境づくり】において、長期末着手の都市計画道路を検証するとしており、その中で整備時期等についても検証する考えです。	修正無し	管理課 道路建設課
20	第4章	パブコメ	FAX	第4章 地区別構想 4-3 南部地区まちづくり構想 5) まちづくりの方針	—	—	市道山崎野田線梅郷駅入口五叉路交差点に野田市内方向と旧日光街道(市役所方面)方向の分離車線を設置してもらいたい。混雑緩和のため。	市役所方面への右折レーン設置については現状では幅員が足りずに設置できない状況にあります。レーン設置のための幅員を確保するには交差点形状そのものの大規模改修となることから難しいものと考えております。	修正無し	管理課

説明会・パブリックコメントで出された意見および市の考え方(案)

No.	章	区分	提出方法	都市マス関連箇所	対照表ページ	都市マス記載内容	意見の概要(公表箇所)	市の考え方(公表箇所)	案の修正(公表箇所)	関連課
21	第4章	パブコメ	直接持参	第4章 地区別構想 4-4 北部地区まちづくり構想 5) まちづくりの方針	57	5) まちづくりの方針 七光台駅東側は、周辺の自然環境と調和したまちづくりの必要性について検討します。	『七光台駅東側は駅間近の自然環境が残る場所として貴重であり市民と来訪者に野田の自然を知ってもらうための最良のエリアになり得るため、保護保全と整備を計画します。』に変更する。	野田市環境基本計画の中で、望ましい環境像として、「豊かな自然を生かしたまちづくり」を掲げており、貴重な環境を保全し、快適で暮らしに潤いをもたらす新たな環境を創造・育成することで、文化的な生活ができる都市を目指すとしています。従いまして、当該地のまちづくりの方針は、原案どおり、周辺の自然環境と調和したまちづくりの必要性について検討してまいります。以上のことから、素案は修正いたしません。	修正無し	農政課 環境保全課 都市計画課
22	第4章	パブコメ	FAX	第4章 地区別構想	58・61	北部地区方針図 川間地区方針図	谷吉地区の優良な農地を保全する地域の表記をしてください。 (同様の意見1件)	谷吉地区につきましては、ほ場整備による農地がありますが、現状は荒廃農地が多い状況となっており、優良な農地を保全する地域としての判断が、極めて難しい状況であると考えております。この地域については【第2章 将来都市構造図】において総合計画と同様に農業振興ゾーンに指定しておりますので、素案の修正はいたしません。	修正無し	農政課 都市計画課
23	第4章	パブコメ	直接持参	第4章 地区別構想 4-5 川間地区まちづくり構想 2) 地区の課題	59	2) 地区の課題 利根川や江戸川、はきだし沼などをはじめとした良好な自然環境の保全・活用とレクリエーション機能の強化	(川間地区のまちづくり構想を)『利根川や江戸川、はきだし沼のほか、駅から離れていない場所に大きな自然が残されており、学校群も近いので今後の保護保全と開発の慎重なコントロールに努めていく』に変更する	「〇くり堀川やはきだし沼周辺の自然環境の保全・活用を図り、周辺環境と調和した、自然と親しめる親水整備を推進します。」と記述しており、ご意見の趣旨を包含していますので、素案の修正はいたしません。	修正無し	みどりと水のまちづくり課
24	第5章	パブコメ	直接持参	第5章 実現化への方針 5-2 実現のための取り組み体制	77	1) まちづくりの推進体制の確立 持続性のあるまちづくりを進めていくため、市民や企業が望んでいる意見・要望を踏まえつつ、施策の優先順位やその効果を様々な観点から検討し、実効性のあるまちづくり施策の展開を図るなど、長期的な視点に立って計画的なまちづくりを推進できるような体制の確立に努めます。	市民、来訪者を魅了するまちづくり都市計画と併せて全体ビジョンをつくれる組織を市で考えてみてはどうか。都市アメニティの観点から本都市計画でこれに触れておくことが望ましいと考える。観光課やその他の部署ではなかなか総括的に取り組めないため市全体プランとして組織の枠を越えられるようにしておくことが重要です。	シティプロモーションの推進体制に関するご意見と存じますが、野田市を全国に売り込んでいくシティプロモーションは将来的な野田市の発展のために非常に重要な取り組みであり、その中に都市計画マスタープランの要素を含めて検討することが必要であると考えています。 現在、市では野田市の魅力を効果的に情報発信していくための専門の課の設置や専門の職員の配置など、体制整備に向けた検討を進めています。 長期的な視点に立って計画的なまちづくりを推進できるような体制の確立に努めることとしていますので、素案の修正はいたしません。	修正無し	都市計画課 行政管理課
25	用語集	パブコメ	FAX	用語集 *1	79	*1 野田市総合計画 地方自治法に基づき定められる計画であり、野田市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示すもので、平成19年度の見直しにより新市建設計画としても位置付けている	野田市総合計画平成28年3月策定の考え方で見直しを (用語集の*1野田市総合計画の説明を野田市総合計画平成28年3月策定の考え方で見直しが必要と考える。)	野田市総合計画は平成23年の地方自治法の改正により、法的な義務付けは廃止されているものの、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針であることから、引き続き平成28年度を始期とする新しい総合計画を策定し、基本構想について議会の議決を受けています。 従いまして、マスタープラン【用語集】を次のとおり修正します。 *1 野田市総合計画 市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、将来都市像を実現するための施策を示した市民と行政の目標となるもの	修正有り	都市計画課 企画調整課

都市計画マスタープラン策定スケジュール

検 討 委 員 会	都市計画審議会（見直し方針の報告）	素 案 作 成	都市計画審議会（素案の報告）	住 民 説 明 会	パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト 手 続	都 市 計 画 審 議 会 （パブリックコメント結果の報告）	案 作 成	都市計画審議会（諮問）	主 管 者 会 議 （決 定）	市 ホ ー ム ペ ー ジ 等 で 公 表
1/12	1/26	4 月	8/3	8/26. 27.29	9/1～ 10/3	11/10	12 月	H30. 2/1	2 月 予定	3 月 予定

